

食肉検査便り

発行年月日

令和2年(2020年)12月4日

◆第67号◆

発行者：滋賀県食肉衛生検査所
(近江八幡市長光寺町1089-10)
TEL: 0748-37-7037 FAX: 0748-37-5854
ホームページアドレス：
<https://www.pref.shiga.lg.jp/syokuniku/>

1. 令和2年度食肉衛生検査所長表彰を行いました

このたび、多年にわたり、と畜場において食肉解体処理、内臓処理および衛生管理等の業務に従事され、食肉等の衛生処理、と畜場の衛生管理等に特に顕著な功績があった方を、下記のとおり滋賀県食肉衛生検査所長が表彰しましたので、お知らせします。



被表彰者(敬称略)

氏名	所属
藪上 秀人	公益財団法人滋賀食肉公社
藤岡 耕治	株式会社滋賀食肉市場
福田 和人	株式会社滋賀食肉市場
橋本 信子	滋賀県副生物協同組合
山本 ひろ子	滋賀県副生物協同組合
吉田 かずゑ	滋賀県副生物協同組合

2. 牛伝染性リンパ腫(牛白血病)について

■牛伝染性リンパ腫とは

白血球が腫瘍(ガン)化する、人のリンパ腫に類似した疾病で、家畜伝染病予防法により届出伝染病に指定されています。



令和2年7月1日に家畜伝染病予防法が改正され、従来の「牛白血病」から「牛伝染性リンパ腫」に名称が変更されました。

今後、当所で発行する証明書等では牛伝染性リンパ腫の名称を用います。ご承知ください。

■当所での発生状況 年度別廃棄頭数

平成27年度から令和元年度の5年間では、全部廃棄となった牛の中で牛伝染性リンパ腫を原因とするものが半数程度を占めていました。


	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度 (令和元年度)
牛伝染性リンパ腫頭数/ 全廃棄頭数 (全廃棄中%)	9/15 (60%)	6/14 (42.9%)	7/12 (58.3%)	14/27 (51.9%)	13/24 (54.2%)

3. 食鳥処理場の事業者の方へ



■本年11月に香川県の養鶏場で高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されました。その後、他県においても続発が確認されています。

生鳥から食鳥処理を行っている事業者におかれましては、生鳥受け入れ時の確認と確認結果の記録を改めて徹底するよう、お願いいたします。

■  2021年6月から、すべての認定小規模食鳥処理場でHACCPに沿った衛生管理が義務となります。

衛生管理計画を作成し、その実施状況を記録する必要があります。

- ①いま施設で行っていることを書き出しましょう【衛生管理計画の作成】
- ②従来通り、施設を衛生的に管理しましょう【衛生管理計画の実施】
- ③管理した結果を記録しましょう



作成した衛生管理計画と、記録した結果は、施設に保管してください。
食品衛生監視員が施設に監視に来たときに、すぐ確認できるようにしてください。

4. 令和元年度 畜産食品の残留動物用医薬品検査結果



安全な畜産食品の流通を図るため、県内で生産または流通している畜産食品を対象に、動物用医薬品の残留検査を行いました。

動物用医薬品が検出された食品はありませんでした。

今後も動物用医薬品の適正使用並びに、家畜の出荷時の病歴および動物用医薬品等の使用状況について概ね3ヵ月分の申告をお願いいたします。

分類	検体数	検査結果		
		検出	不検出(陰性)	
食鳥肉	8 (8)	0 (0)	8 (8)	
牛肉	筋肉	12 (3)	0 (0)	12 (3)
	肝臓	12 (3)	0 (0)	12 (3)
	腎臓	12 (3)	0 (0)	12 (3)
豚肉	筋肉	14 (3)	0 (0)	14 (3)
	肝臓	14 (3)	0 (0)	14 (3)
	腎臓	14 (3)	0 (0)	14 (3)
計	86 (26)	0 (0)	86 (26)	
()内は抗生物質(簡易検査)検体数				

検査項目については滋賀県HP『令和元年度 畜産食品の残留動物用医薬品検査結果』を参照ください。

5. 食品衛生月間について

夏期は細菌性の食中毒が多発することから、令和2年8月1日から8月31日までの1か月間を食品衛生月間として、当所では以下の取り組みを行いました。



- 重点監視指導
延べ監視施設数 : 26施設 (内指導件数 : 4施設)
- 「食品衛生月間」啓発ポスターの掲示
- 食中毒注意報発令に関する注意喚起ポスターの掲示
- 業務調整会議の開催
- 滋賀食肉センター衛生講習会の開催
- 枝肉のふき取り検査実施
- 内臓用容器サンテナの拭き取り検査実施

